各 位

株式会社 UFJホールディングス コード番号 8307

## 債権の取立不能及び取立遅延のおそれの発生について

今般、当社子会社の株式会社UFJ銀行の取引先である桜島シーサイド開発株式会社が、 大阪地方裁判所に特別清算手続開始の申立を行ったことに伴い、株式会社UFJ銀行の同社 向け債権につき取立不能及び取立遅延のおそれが生じましたので、お知らせ致します。

記

- 1. 桜島シーサイド開発株式会社の概要
  - (1) 本 社 所 在 地 大阪市北区西天満 1 丁目 9 番 2 0 号
  - (2) 代表者氏名
     武田 新司

     (3) 資本
     金
     10百万円
  - (4) 主な事業の内容 不動産の所有・売買・賃貸借・管理・仲介、不動産再開発 に関する企画・コンサルティング、有価証券の保有および 運用、その他これらに付帯するまたは関連する一切の業務
- 2. 当該取引先に生じた事実およびその事実が生じた年月日 平成16年12月10日 大阪地方裁判所に特別清算手続開始の申立。
- 3. 当該取引先に対する債権の金額

株式会社UFJ銀行

21,800 百万円

4. 当該事実が当社の業績に及ぼす影響

上記債権については、平成16年9月中間期において損失処理済であり、本件に伴い11月24日に当社が発表しております当期連結業績予想に変更はありません。

以上